

飲食店や給食施設などで調理業務に 従事している調理師は 調理師業務従事者届 を出しましょう

令和6年12月31日現在の状況を
令和7年 1月15日までに

就業地の保健所（盛岡市の場合は岩手県県央保健
所）に届出

◆届出の方法：保健所窓口へ提出、郵送、電子申請
（保健所窓口届出期間は、令和7年1月6日(月)～1月15
日(水)(土日・祝日を除く)です）

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 岩手県

●問合せ先：最寄の保健所 又は 県庁県民くらしの安全課

【岩手県公式ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/anzenanshin/shoku/chorishi/1078846.html>

→「岩手県 調理師業務従事者届」で検索

【届出には電子申請もご利用いただけます】

令和6年12月31日（火）から受付開始です（※12月30日まではアクセスできません）

〔パソコン・スマートフォン〕

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6558

→「岩手県 調理師業務従事者届 電子申請」で検索